

# 工場排水の実態は

田子の浦港のヘドロは、硫化水素ガスの発生や悪臭の発生源として大きな社会問題となつています。この問題の解決にあたり国、県、市、企業が一体となつて取り組んでいます。そこで、田子の浦港の現況をはじめ、工場排水の調査結果、10月1日に水質保本法で指定された水域の今後の水質基準などをお知らせします。

## 市内の汚水量は 1日に200万トン

生活していくうえにはなくてはならないのが水。わたしたちの町は、富士山ろくの豊富な地下水、とともに発展してきました。とくに地場産業の製紙業は、豊富な地下水によつて全国一の紙の都といわれるまでに成長しました。

現在市内の家庭や工場、事業所などで使う水の量は、1日に約200万トンと推定され、川などに流されています。

200万トンの汚水は、大部分が製紙工場から排出されるもので、汚水といつしよに、製紙原料に含まれている繊維800トンも流されています。田子の浦港にはすでに繊維、土砂などが100万トン堆積しているといわれています。港に堆積した繊維などが腐敗すると「ヘドロ」になり、各種の有毒ガスと悪臭の発生源になります。特に硫化水素ガスは人の健康に悪影響をおよぼします。

しかし、この繊維は、回収することに

よつて製紙原料として十分活用でき、二次製品としても有効な利用価値があります。このため各企業ではこの繊維を活用する研究が進められています。

このように多量の繊維分を含んだ排水が、水田に入ると稲の発育にも支障をきたすので、水田に流れこむのを防ぐため専用排水路で直接海中へ放流することを計画しました。この専用排水路が昭和26年に着工した岳南排水路です。

ところが、この工事も多くの問題がでてきたため、海中へ直接放流する方法は再検討を行なつています。このため200万トンの汚水は、大部分が田子の浦港に流れこんでいます。

## 沼川、潤井川などの 浮遊物質が減少

沼川、潤井川、岳南排水路排出口など



【河川の汚染を調査する公害課職員】

田子の浦港へ流れこんでいる汚水の水質調査を10月7日に行ないました。

7月に調査したときには、工場の総排水量は207万トンでしたが、10月は189万トンで排水量が減少しています。また、浮遊物質も約21%減少しています。

この現象は、各工場が操短や汚水処理対策を進めていることの現われで、これからも各企業の汚水処理対策がよりすすむので効果が期待されます。

■潤井川（カツコ内は7月の調査結果）  
全水量は199万トン（147万トン）で、  
浮遊物質は60 P P m（107 P P m）。

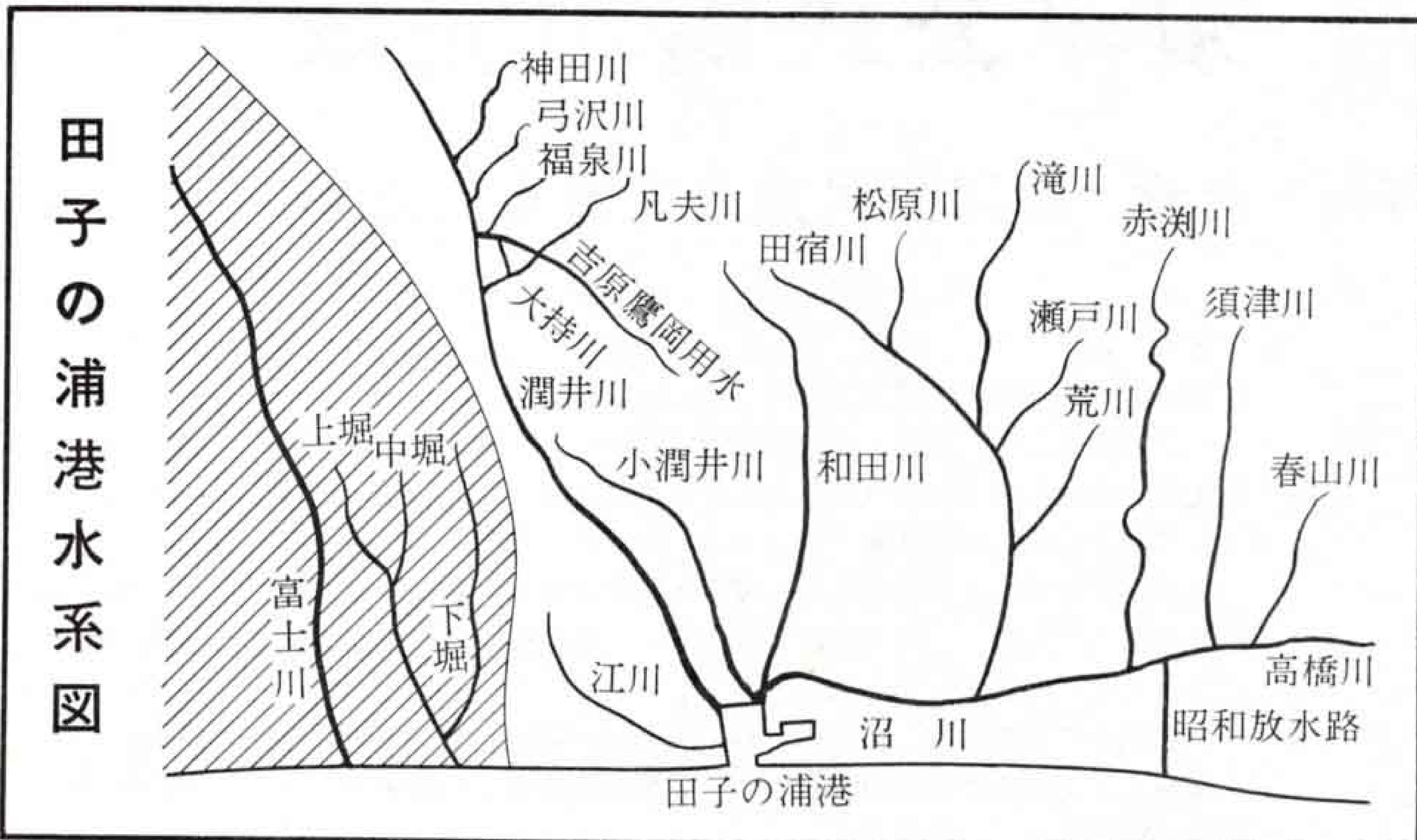
■和田川  
全水量は20万トン（63万トン）で、  
浮遊物質は247 P P m（361 P P m）。

■沼川 全水量は118万（86万トン）  
で、浮遊物質は40 P P m  
（605 P P m）。

■岳南排水路排出口  
全水量は148万トン（44  
万トン）で、浮遊物質は34  
2 P P m（568 P P m）。  
※全水量とは、工場排水や  
雨水、河川水などです。

### ≡ 豆 知 識 ≡

浮遊物質（SS）水中に浮んでいる水に溶けない物質で、地表から流れ出した土砂や有機質、産業排水中の浮遊物などで、これが蓄積し腐敗したものがヘドロです。





# きびしくなった規制

## 水質保全法の指定地域に

水質保全法で田子の浦港と、田子の浦港に流れこんでいる沼川や潤井川などの河川が10月1日から水域指定を受けました。したがって田子の浦港水系図(左図)の斜線を除いた部分に汚水を流している工場、事業場に水質基準が適用されます。水質基準は下の図と次の基準値であらわれ、特定施設を持つ工場などの排水が規制されます。

基準値は、シアン、有機リン、鉛の含有量が1ミリグラム、カドミウム含有量0.1ミリグラム、クロム(6価)、ヒ素の含有量が0.5

ミリグラム、アルキル水銀・総水銀は検出されないことと定められています。

この水質基準が工場、事業場などの排水などで守られているかどうかの取締りは、現在排水の種類に応じて所管が異なりますが、11月1日から県知事が代行することになります。

また、特定施設も排水の種類によって異なりますが、40業種に分けられています。なかでも市内の工場や事業場などに関係の深いものは次のとおりです。

・パルプ、紙または紙加工品製造業に使

われる施設で、温式皮むき機、碎木機、蒸留がま、漂白施設、抄紙施設など。

・医薬品製造業に使われる施設で、抗菌性物質製造施設の醗酵施設、動物性分抽出施設、合成施設。

・鉄鋼業に使用される施設で、洗炭施設、コークス炉ガスからタールおよびガス液を分離する施設、排ガス冷却洗浄施設、電気メソキ施設など。

・金属製品製造業に使われる施設で、酸またはアルカリによる洗浄施設、化成皮膜施設など。

なお、10月1日告示の水質基準は、田子の浦港水域で、上堀、中堀、下堀は規制を受けません、しかし駿河湾が指定水域になると、この河川の工場排水も同じように規制を受けます。また、岳南排水路は都市下水路の水質基準が適用されます。

工場または事業場から排出される水の水質基準

区 分	項 目	浮遊物質質量 (単位 1リットルにつきミリグラム)		適用の日または適用期間		
		日間平均	最大			
昭和45年10月1日において既に設置されている工場または事業場(昭和45年10月1日において既に着工されているものを含む。)	東海道本線鉄橋より上流の潤井川に排水を排出するもの	40以下	50	昭和46年7月1日		
	その他の水域に排水を排出するもの	1日の通常の排水量が100,000立方メートル以上のもの	80以下	95	昭和49年3月31日までは	
			70以下	90	昭和47年4月1日	
	パルプまたは紙製造業に係るもの	ケミカルパルプ製造施設を有するもの	150以下	180	昭和49年3月31日までは	
			100以下	120	昭和47年4月1日	
		セミケミカルパルプ製造施設を有しないもの	1日の通常の排水量が50,000立方メートル以上100,000立方メートル未満のもの	100以下	120	昭和49年3月31日までは
			70以下	90	昭和47年4月1日	
			1日の通常の排水量が5,000立方メートル以上50,000立方メートル未満のもの	120以下	150	昭和49年3月31日までは
			100以下	120	昭和47年4月1日	
	1日の通常の排水量が5,000立方メートル未満のもの	150以下	180	昭和49年3月31日までは		
120以下		140	昭和47年4月1日			
	その他の業種に係るもの	70以下	90	昭和46年7月1日		
昭和45年10月1日の後において新たに設置されたまたは増設される工場または事業場(昭和45年10月1日において既に着工されているものを除く。)	パルプまたは紙製造業に属し、かつ、その設置または増設が中小企業近代化促進法(昭和38年法律第64号)第5条の2第1項の承認に係る中小企業構造改善計画に従って実施される構造改善事業の対象となったもの	70以下	90	昭和45年10月1日		
	その他のもの	40以下	50	昭和45年10月1日		

備考 1. この水質基準は、1日の通常の排水量が50立方メートル以上のものについて適用する。  
2. この表に掲げる項目に係る数値の検定は、日本工業規格 K0102の10.2.1のAに掲げる方法によるものとする。

# 市政モニターを募集

申込みは11月10日までに企画調整部広報課へ

市民みなさんの市政に対する意見や要望などを幅広く聞き、市政に反映させ、行政をよりよくするために、市政モニター制度を設けました。市政モニターに応募される方は、次の要領で申込みを行なってください。

- 応募資格……・ 昨年の3月31日以前から市内に住んでいる満20歳以上の人。
- ・ 市政や地域開発の問題に深い関心を寄せ、熱意を持っている人。
- ・ 議会議員、市の行政委員、公務員など公職にたずさわっている人は除く。

- 申込み方法……・ 官製はがき(裏面)に、市政モニターと書きあわせて住所、氏名、年令、職業、性別、電話番号を記入する。
- ・ 申込みは11月10日まで。
- 申込み先……・ 富士市永田61番地の1 富士市役所企画調整部 広報課
- 募集人員……・ 50人(応募者のなかから年令、性別、地域などを考えて市長が委嘱)
- その他……・ 任期は委嘱の日から昭和46年3月31日まで。
- ・ 謝礼は2000円。

■ 祝祭日には国旗を掲げましょう。11月3日は文化の日。